

平成30年度

自治会再編推進協議会補助金

評価表

NO.

5

所管部課名	企画政策部 地域政策課		担当者	菊池 克彦				
事務事業名	自治会育成事業							
根拠法令	薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱、薩摩川内市自治会再編推進協議会補助金交付要綱							
補助経過年数	6 年以上 1 0 年以下							
平成30年度 予算額	60 千円	国県支出金 千円	一般財源 60 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	事業の申請件数				3 5 年度			
成果指標②	事業を活用し、自治会再編の協議をした自治会数				3 5 年度			
補助対象者	自治会再編推進協議会							
補助対象経費	自治会再編推進協議会の開催に係る経費							
補助対象事業・活動の内容	2 つ以上の自治会が再編（合併）等に向けて協議する際、自治会再編推進協議会を設置し、協議会が協議を開始した年度において、概ね 3 回以上の協議会を開催し、協議する活動							
補助金額又は補助率	補助金額上限 3 万円							
上記項目の積算方法								
補助を受ける事業（団体）等の 経過 3 年間の決算状況	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0		0		0	
		会費収入						
		事業収入						
		寄付金・その他助成						
		市補助金						
	支出	（前年度繰越金）						
		計	0		0		0	
		事業費						
		人件費						
		その他事務費						
		（翌年度繰越金）						
		計	0		0		0	
		支出計/前年度支出計						
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金								
交付件数	3		0		0			
成果指標の推移①	3		0		0			
成果指標の推移②	3		0		0			
特記すべき事項等	【前回評価】	平成 2 7 年度「見直しの上で継続：拡大」 ・ 地区コミュニティ協議会を視野に入れた制度への拡大について検討されたい。						
	【前回評価への回答】	過疎・高齢化が進む自治会の再編は進むと考えられ、地区コミュニティ協議会の再編が具体化された場合、制度を拡大する。						
	【事業のPR方法】	自治会運営説明会						
	【費用対効果】	特になし						
	【補助事業以外の事業】	特になし						
【その他】	再編については、それぞれの地域ごとに長い時間育まれてきた歴史と独自の暮らしがあることから、行政主導ではなく自治会や地区コミュニティ協議会の自主性及び主体性を尊重し、地域の声を聞きながら地域の実情や特性に合った合併を推進している。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	過疎・高齢化が進む自治会の再編は、組織の強化と市民の福祉の向上に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	自治会の壁を取り除き再編に至るには、補助金による行政の支援は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	これまでも多くの自治会が統合し、組織の強化を図り効果が出ている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	行政以外の支援は期待できない。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助金交付要領に明記されており、妥当性がある。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永	A	自助努力による再編に向けた協議時の補助金で、永続的な補助金ではない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	自治会が行う活動は公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	自治会の再編を進める上で、補助金の交付は適当な政策手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	自治会再編の協議に要する経費として、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ☐現状のまま継続 ☒見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☒拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止 《上記方向の理由》 今後、過疎・高齢化が進む自治会の再編は進むと考えられ、活動促進、組織強化の面からも継続して支援する必要がある。地区コミュニティ協議会の再編が具体化された場合、制度を拡大する。 《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ ☐高い ☐低い 必要性 ⇒ ☐高い ☐低い 有効性 ⇒ ☐高い ☐低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐高い ☐低い
			《今後の改革の方向性》 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向 ☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止
			《まとめ》

薩摩川内市自治会再編推進協議会補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市企画政策部関係補助金交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第98号）第2条の表に掲げる薩摩川内市自治会再編推進協議会補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、自治会再編推進協議会に対して、薩摩川内市自治会再編推進協議会補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、合併を希望する自治会間の再編協議を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会再編 2以上の自治会が、お互いの合意のもとに合併し、新たな自治会を組織することをいう。
- (2) 自治会再編推進協議会 2以上の自治会が合併することを目指して、その協議を進めるために設置した、当該自治会の複数の代表者による協議機関をいう。

(補助金の交付要件)

第4条 補助金は、次に掲げる要件を満たす場合に交付するものとする。

- (1) 2以上の自治会が自治会再編推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、協議会が協議を開始した年度において、3回以上協議会を開催し、協議することができる場合であること。ただし、自治会再編の協議が整った場合は、この限りではない。
- (2) 過去に当該補助金の交付を受けた協議会が、同一の構成自治会で協議会を設置した場合でないこと。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができるものは、協議会とする。

(補助金の額及び交付対象年度)

第6条 補助金の額は、3万円を限度とする。

2 補助金は、協議会を設置し、協議を開始した年度に限り交付する。

(補助対象経費)

第7条 補助金の対象経費は、自治会再編の協議をするにあたり、必要な経費とする。ただし、必要な経費が、3万円を下る場合は、協議に要した経費について交付する。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする協議会は、自治会再編推進協議会補助金交付申請書(第1号様式)に補助金の交付を受けようとする年度の収支予算書(第2号様式)及び事業計画書(第3号様式)並びに協議会名簿(第4号様式)を添付し、市長に提出するものとする。

(補助金の交付の基準)

第9条 市長は、申請書を受理したときは、これを審査し、第4条の要件を満たすものであると認めたときは、補助金の交付を決定し、協議会にその旨を自治会再編推進協議会補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。この場合において、市長は、補助金交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(補助金の実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた協議会は、協議会を解散したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、当該協議会を解散した日から30日を経過した日又は補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、自治会再編推進協議会補助金実績報告書(第6号様式)に当該年度の収支精算書(第2号様式)及び事業報告書(第7号様式)並びに協議会の会議内容の要点を記録した議事録(第8号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の確定通知)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、関係書類の審査を行い、協議会の会議が適正に行われたと認めた場合は、交付する補助金の額を確定し、自治会再編推進協議会補助金交付確定通知書(様式第9号。以下「確定通知書」という。)により協議会に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 協議会は、補助金交付の請求をしようとするときは、自治会再編推進協議会補助金請求書(様式第10号)に確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第13条 補助金の交付の決定を受けた補助事業について、補助金の概算払いを受ける必要がある協議会は、自治会再編推進協議会補助金概算払申請書(様式第11号)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときはその内容を審査し、補助金の概算払いすることが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、当該補助金の交付決定額の範囲内において交付することを決定し、その旨を自治会再編推進協議会補助金概算払決定通知書(様式第12号)により通知するものとする。

3 前条の規定は、補助金の概算払いする場合について準用する。この場合において、同条第1項中「確定通知書」とあるのは「第12条第3項の規定による

通知」と読み替えるものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の請求があつたときは、関係書類を審査し、補助金の請求が正当であると認める場合は、補助金を交付する。

(流用の禁止)

第15条 協議会は、交付を受けた補助金を自治会再編の協議以外の経費に流用してはならない。

(協議会の義務)

第16条 市長が補助金の交付後において、自治会再編の協議の状況について資料の提出を求め、又は調査を必要とする場合は、協議会はこれに応じなければならない。

(補助金の返納)

第17条 補助金の交付を受けた協議会が前2条の規定に違反し、又は不正の行為があつたときは、市長は、既に交付した補助金の全部又は一部を返納させることができる。

(成果)

第18条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、自治会再編に関する協議の促進を図ることとする。

(効果の測定)

第19条 補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 当該事業の申請件数
- (2) 当該事業を活用し、自治会再編の協議をした自治会数

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

平成27年度自治会再編成推進協議会補助金

番号	団体名	地域名	事業費	決定額	再編前自治会	再編後自治会
1	柴垣通り・権現通り自治会自治会再編推進協議会	入来	40,946	30,000	柴垣通り・権現通り	権現柴垣自治会
2	浜田自治会合併協議会	川内	30,451	30,000	浜田・東浜田・月屋・湯原	浜田自治会
3	網津自治会合併実行委員会	川内	14,841	14,841	東上手・井上・原田口中 央・網津中・西上手・原田 口・宇都・東手	再編なし
合計			86,238	74,841		

平成28年度自治会再編成推進協議会補助金

申請なし

平成29年度自治会再編成推進協議会補助金

申請なし